

「魅力ある直売所 & 加工所づくり」研修会を開催します

地区	日時	会場	定員
雄勝	3月15日(火) 13:30~16:00	湯沢ロイヤルホテル	100名
秋田	3月16日(水) 10:30~14:00	ルポールみずほ	100名
鹿角	3月17日(木) 10:30~14:00	コモッセ (花輪市民センター)	80名

内容 ● 講演およびデザイン講座
(ラベルデザイン概論、ラベル製作実習)
※3会場とも同じ内容です。

参加料 ● 無料

持ち物 ● えんぴつ、消しゴム、筆ペン、色えんぴつなど手書きラベル製作実習用の筆記用具を持参してください。

申込期限 ● 2月19日(金) ※先着順です。

申込・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

要介護度4または5のご家族を在宅介護している方へ 家族介護者交流会でリフレッシュしませんか

日時 ● 3月6日(日) 午前9時~午後3時

会場 ● 千畑温泉サン・アール (参加無料)

持ち物 ● 入浴用タオル

送迎バス ● 午前9時出発 美郷町公民館
午前9時10分出発 美郷町保健センター
午前9時20分出発 みさと福祉センター

申込方法 ● 電話で下記へお申し込みください。

申込期限 ● 3月1日(火)

申込・問 美郷町社会福祉協議会 地域福祉班
☎0187(85)2294

インフルエンザ感染予防を心がけましょう

「インフルエンザかな?」と思ったら、我慢や無理をせず、早めに医療機関を受診しましょう。なお、接種費用助成の対象となる場合がありますので、助成内容等詳しくは、広報美郷2月号23ページをご覧ください。

【インフルエンザを予防するための5つのポイント】

- ①外出後の手洗い・うがいを徹底しましょう。
- ②流行時期の外出は、マスクを着用しましょう。
- ③咳エチケットに気を付けましょう。
- ④バランスのとれた栄養を十分に取らしましょう。
- ⑤空気が乾燥すると、喉の粘膜の働きが弱まり、インフルエンザにかかりやすくなります。加湿器などを使って十分な湿度を保ちましょう。

問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

シルバー人材センターで働いてみませんか

シルバー人材センター会員の入会説明会を開催します。

対象者 ● 町内在住者で60歳以上の方

日時 ● 2月23日(火) 午前10時~

会場 ● 美郷町中央行政センター(旧役場六郷庁舎)

申込・問 美郷町シルバー人材センター ☎0187(84)0307

美郷町農業研修会・農業施策説明会を開催します

日時 ● 3月2日(水) 午後1時30分~午後4時30分

会場 ● 美郷町公民館 (参加無料)

対象者 ● 町内の農業者等

内容 ●

①講演「美郷の大地を活用した特裁米の施肥実証」(仮)
秋田県立大学生物資源科学部副学部長 金田吉弘 氏

③平成28年度の農業施策について

東北農政局秋田支局、秋田県仙北地域振興局、美郷町地域農業再生協議会

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

酒造好適米(酒米)栽培に関する勉強会の 参加者を募集します

町では、「酒造好適米(酒米)」の栽培に向け、農家の方々を対象とした勉強会を予定しています。

酒米栽培に興味のある方、将来酒米の作付けを検討している方など広く募集します。ぜひご参加ください。

開催時期 ● 年3~4回 (参加無料)

申込方法 ● 氏名、住所、電話番号(携帯)を電話またはFAXで下記へお知らせください。

申込期限 ● 3月4日(金)

申込・問 町農政課 農業振興班
☎0187(84)4908 FAX0187(85)3886

NPO法人みさぼーとの職員を募集します

勤務時間等詳しくは、下記へお問い合わせください。

募集内容 ● 法人運営、受付業務、施設管理、ボランティアコーディネーターなど

雇用期間 ● 4月1日(金)~平成29年3月31日(金)

勤務場所 ● 美郷町住民活動センター、美郷町屋内スポーツ館、美郷町歴史民俗資料館のいずれか

申込方法 ● 応募はハローワークを通じて行ってください。

申込期間 ● 2月16日(火)~3月4日(金)

申込 ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 NPO法人みさぼーと ☎0187(84)4922

美郷町観光協会の職員を募集します

勤務時間等詳しくは、下記へお問い合わせください。

募集内容 ● 観光案内および一般事務、イベントの企画等

勤務場所 ● 美郷町観光協会事務局(名水市場湧太郎内)

申込方法 ● 応募はハローワークを通じて行ってください。

申込期間 ● 2月15日(月)~2月26日(金)

申込 ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 美郷町観光協会事務局 ☎0187(84)0110

高齢者雇用に係る就業規則の改正はお済みですか

高齢者が雇用を希望する場合は、希望者全員の65歳までの雇用が事業主に義務付けられています。このため、定年制や定年後の雇用について、65歳までの雇用確保措置を就業規則に規定することが必要です。

詳しくは、最寄りのハローワークへご相談ください。

問 秋田労働局職業安定部 職業対策課 ☎018(883)0010